

第124回行政苦情救済推進会議 議事要旨

- 1 日時：令和4年3月10日(木)14:30～16:00
- 2 場所：中央合同庁舎第2号館 省議室 (Web会議併用)

3 出席者

座長	江利川 毅		
	小野 勝久 (Web)		
	梶田 信一郎		
	齋藤 誠 (Web)		
	高橋 滋 (Web)		
	南 砂		
(総務省)	行政評価局長	清水 正博	
	大臣官房審議官	武藤 真郷	
	行政相談企画課長	大槻 大輔	
	行政相談管理官	渡邊 靖	

4 議題

(1) 審議案件 (継続案件)

- ① 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい (第122回、第123回付議案件)
- ② 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について一顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減 (第120回、第121回及び第122回付議案件)

(2) 報告案件

- ① 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第118回、第119回、第120回、第121回及び第122回付議案件) (令和4年1月28日あっせん)

5 主な意見等

(1) 審議事案（継続案件）

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい（第122回、第123回付議案件）

- ・ 全国通訳案内士の仕事の特殊性として、外国人の方が相手ということがあるが、相談者がおっしゃっているような、登録証に旧姓を併記すると色々と説明しなければならないので困るといったことを、実際に全国通訳案内士として働いている女性の方の多くがお感じになっているかどうかを把握する必要があるのではないかと。
当面、ルールの一歩を進めることは重要だと思うが、本当に旧姓のみの表記とするニーズがあるのか、世の中の流れがどうなっているのかということ、観光庁として責任をもって、きちんと把握していただくようお願いする必要があると思う。
- ・ 相談者は、個人情報にさらす必要はないのではないかと主張している。対外的に表示するものについて旧姓のみとしたいご本人の気持ちは理解できるし、そういう風にしてほしいという女性はいると思う。
一方で、資格所持者が間違いなく本人であることを確認できることも必要。そのためには、旧姓と新姓を併記するのが正確だと思う。旧姓を併記するとしても、戸籍上の氏名は見えないところに記しておくとか、そのような方法でできないこともないのではないかと。
- ・ 一般論あるいは中長期的に考えると、旧姓だけで仕事したいというのは、人格権や個人の情報についての権利という観点から重要になってきていると思う。例えば、資料にある中小企業診断士のように、登録証で認めているというのは一つの方向性だと思う。
一般論だが、これについては旧姓だけでは駄目、といったネガティブリストをそろえていく必要があると思う。登録するデータベースについては、本人確認のために戸籍謄本等とのマッチングが必要だが、仕事をする時の登録証等について、なぜ旧姓だけでは駄目なのかを今後各府省に問いかけて、統一化を図ることも考える必要があるのではないかと。
- ・ 観光庁には、他の多くの資格が旧姓併記だからやらないという横並びの議論ではなく、本当に支障があるのかどうか、どのくらいニーズが強いのかどうかを確認してもらった上で、可能であれば、旧姓のみの表記を認める方向で考えてもらいたい。登録証について、旧姓のみの表記を認めないということであれば、その理由や支障を明確にしてほしい。

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について－顔認証ゲートにおける証印(スタンプ)の省略に伴う負担軽減－(第120回、第121回及び第122回付議案件)

- ・ あっせんという形ではなく、出入国在留管理庁の対応を取りまとめ、本会議の見解を合わせて公表することでよいのではないか。
- ・ 顔認証ゲートを導入する時点で、関係省庁との調整が不十分だった点はある。入国時における案内の徹底や、在外公館での周知など、現時点では、できる範囲の努力をやってもらっていると思う。

今後、なお同じような問題が起こるようであれば対応を考えなければいけないが、当面は今行っていることを引き続き行う、あるいは内容を充実させる、それから、長期的な対応についても検討してもらうこととして、当会議としては、審議の結果を総務省のホームページに掲載する、ということによいと思う。

- ・ マイナンバーの活用については、2年後ぐらいにもう一度、事務局から出入国在留管理庁に状況を聞いてもらいたい。

(2) 報告案件

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について(第118回、第119回、第120回、第121回及び第122回付議案件)(令和4年1月28日あっせん)

特段質疑等なし

以 上